

## 松川町移住体験住宅利用要領

平成 29 年 7 月 1 日現在

	確 認 事 項	注 意 事 項
仮予約	<p><input type="checkbox"/> 松川町への移住を検討されている方が、本住宅の利用を希望する場合は、まず電話、FAX、Mail のいずれかで空き状況の確認と仮予約を行ってください。</p> <p><input type="checkbox"/> 施設の利用日数は、2泊3日から29泊30日の間とし、1回の利用で最大5名まで可能です。また、利用料金については、人数に関係なく1泊 1,000 円（光熱水費等を含む）をいただきます。</p>	<p>■ 観光・レジャー・避暑等、移住検討以外を目的とする利用はできません。また、現地へはなるべくお車でお越してください。</p> <p>■ 仮予約後速やかに「松川町移住体験住宅利用申込書」に身分証明書（住所の分かるもの）のコピーを添えて、町宛て郵送にて提出してください。</p>
申込み	<p><input type="checkbox"/> 利用の申し込みは、利用開始日の 90 日前から 10 日前までに行ってください。</p> <p><input type="checkbox"/> 申し込みの際は、次のものを郵送してください。</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 利用申込書(※1)</p> <p style="margin-left: 20px;">○ 代表者の身分証明書（住所の分かるもの）のコピー</p> <p><input type="checkbox"/> 滞在中に農作業体験を希望する場合は、申込時にご相談ください。（春～秋）</p>	<p>■ 予約は 1 回につき 1 滞在分までです。既に予約を入れている場合は、利用が終了するまで次の予約を入れることはできません。</p> <p>■ 利用開始は、平日（月曜から金曜日）の午後 2～3 時からです。（土日祝日を除く） 利用終了は、平日（月曜から金曜日）の午前 10 時です。（土日祝日を除く）</p> <p>■ 仮予約後 2 週間以内に申込書の提出がない場合は、予約キャンセルとなります。</p> <p>■ 同一人物及び同一家族の利用は、4 回までとします。また、申請者が異なる場合でも、過去に当施設を利用した方が含まれる場合には同様の扱いとします。</p>
決定	<p><input type="checkbox"/> 寝具は利用者自身で準備してください。（リースを希望される方は、ご相談に応じます。）</p>	<p>■ 予約を取り消す場合は、原則 14 日前までに松川町まちづくり政策課に連絡してください。</p> <p>■ 施設の修繕等の理由により、予定していた利用を延期や取り消しする場合があります。万が一このことにより利用者に損害が発生した場合でも町では一切の責任を負いません。</p>

	確認事項	注意事項
利用開始	<p><input type="checkbox"/>以下の品物は利用者でご用意ください。</p> <p>○食品      ○風呂用品 ○洗面用品   ○薬 ○洗濯用品   ○ティッシュペーパー ○箸          ○その他施設内に無い物</p> <p><input type="checkbox"/>利用開始日にまず役場にお越しください。その際に利用承認書(※2)を持参してください。また、前払いで施設利用料金(1泊1,000円)を職員にお支払いください。なお、利用日数を変更されても返金はいたしません。(14時より受付可能)</p> <p><input type="checkbox"/>鍵の受け渡しは現地で行います。</p> <p><input type="checkbox"/>利用者は入居時に職員と備品の確認を行ってください。万一、利用終了時に破損や不足が生じた場合、利用者において修理費等を負担していただくことがあります。</p> <p><input type="checkbox"/>職員とゴミ収集場所の確認をしてください。(収集場所は松川町役場)</p>	<p>■施設内には次の物が用意されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●家電(エアコン、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、掃除機、炊飯器、家具調こたつ)</li> <li>●掃除用具(バケツ、雑巾、掃除用洗剤、屋外掃除用品、雪かき)</li> <li>●キッチン用品(包丁、まな板、鍋、フライパン、ザル、ボウル、菜箸、フライ返し、お玉、しゃもじ、栓抜き、台所用洗剤、ポット、茶碗、椀、皿、急須、湯呑み、やかん)</li> <li>●物干竿、洗濯バサミ、ハンガー</li> <li>●トイレトペーパー</li> <li>●風呂・給油機</li> <li>●ガスコンロ</li> </ul> <p>※利用開始日の到着時刻が遅れる場合は、速やかにまちづくり政策課まで連絡してください。</p>
利用期間中	<p><input type="checkbox"/>滞在中に出たゴミは利用者が持ち帰ってください。ただし、松川町の分別形態で分別されたゴミについては、収集日に出すことができます。なお、分別等が不十分な場合、ゴミは回収されません。この場合は、利用者自身で持ち帰ってください。</p> <p><input type="checkbox"/>冬期は水道の凍結に十分注意してください。(凍結防止帯のコンセントは抜かないでください。)万が一水道管が凍結し破損した場合、その原因が利用者にあったときは修理代を負担していただきます。</p> <p><input type="checkbox"/>車の運転で、冬期はスタッドレスタイヤ(チェーン)を必ず装着してください。</p>	<p>■室内は禁煙です。</p> <p>■ペットは、屋内・屋外を問わず禁止します。</p> <p>■台所以外(屋外も含む)での火気の利用を禁止します。</p> <p>■施錠はしっかり行ってください。万が一盗難にあった場合でも、町は一切責任を負いません。</p> <p>■室内は清掃に努め、清潔を保ってください。</p> <p>■庭は定期的に清掃し、雑草の処理を行ってください。</p> <p>■冬期は結露の発生に注意し、こまめに換気と拭き掃除を行ってください。</p> <p>■降雪時には施設の庭及び道路の雪かきを、地域の住民と協力して行ってください。</p>

	確認事項	注意事項
利用終了	<input type="checkbox"/> 退去前に清掃（特に換気扇、ガス台、風呂、洗面所、トイレ）及びゴミを処理してください。また、掃除機をかけてください。 <input type="checkbox"/> 残ったゴミは利用者自身でお持ち帰りください。 <input type="checkbox"/> 退去時に鍵を職員に返却してください。 <input type="checkbox"/> 立会い職員と備品の確認を行ってください。 <input type="checkbox"/> アンケートを提出してください。	<p>■万が一鍵を紛失した場合、玄関錠の交換費用を利用者に負担していただきます。</p> <p>■退去時間に変更が生じる場合は、町担当者に連絡してください。</p> <p>■利用日数は3日から30日間ですが、やむを得ない理由で退去日が早まる場合は、速やかに町担当者に相談してください。</p>
<p>お問い合わせ／〒399-3303            長野県下伊那郡松川町元大島 3823            松川町役場            まちづくり政策課 まちづくり推進係            TEL：0265-36-7014 FAX：0265-36-5091            E-mail：<a href="mailto:seisaku@matsukawa-town.jp">seisaku@matsukawa-town.jp</a></p>		

注) 利用申込書(※1)、利用承認書(※2)については、松川町移住体験住宅の設置及び管理に関する条例に様式が添付されています。